

# 年末・年始のごみ収集、 し尿汲み取りのお知らせ



住民福祉課  
お知らせ

年末年始のごみの収集は、下記のとおりです。  
お間違えのないようにお願いします。  
指定日以外の日に、ごみは出さないでください。

お問い合わせは、  
☎63・3800)まで。

## ◎ごみの収集

	月	日	種別・収集地区	ごみを出す時間
年末	令和2年12月	29日(火)まで	平常どおり収集	午後8時まで
		30日(水)～31日(木)	休 業	
年始	令和3年 1月	1日(金)～3日(日)		
		4日(月)から		

※指定袋またはステッカーを貼って出してください。  
※ステッカーを貼っていても、指定袋より大きいものは収集しませんのでご注意ください。  
※ゴミの分別にご協力ください。

〈連絡先〉細川志織 ☎63・3599

(注)年末年始のごみの収集は、通常ルートおよび時間を変更して収集することがあります。ごみは必ず午後8時までに出してください。午後8時を過ぎて出されると指定場所であっても回収されないことがありますのでご注意ください。

## ◎清掃センターへのごみの直接持込について

年末は、12月27日(日) 休日受付 8:30～11:00  
12月28日(月) 通常受付 8:30～16:00  
12月29日(火) 休日受付 8:30～16:00  
12月30日(水) 休日受付 8:30～10:30  
年始は、1月4日(月)から 通常受付 8:30～16:00

※役場発行の“ごみ持込許可証”が必要です。



## ◎し尿汲み取り

	月	日	業務内容	備考
年末	令和2年12月	28日(月)	午前中で業務を終了	年末の汲み取り申し込みは、12月15日(火)頃までをお願いします。
年始	令和3年 1月	4日(月)～	平常どおり営業	日曜日は休業

〈連絡先〉内原地区(一部地区除く)

(有)日高環境サービス(山本) ☎22・7377

☎63・2548

志賀・比井崎・小中・高家(一部)地区

(有)タカミ ☎63・2363



# 人権週間

12月4日～10日までの1週間

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合おう

困りごと、心配ごとで

お悩みの方へ

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。

男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わせください。

人権擁護委員か、左記の人権相談窓口までお気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆受付 月曜日～金曜日  
8時30分～17時15分

(12月29日～1月3日及び休日を除く)

◆面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局

(御坊市藪369-6)

◆電話による相談窓口

・子どもの人権1110番

(☎0120・007・110)

・女性の人権ホットライン

(☎0570・070・810)

・右記以外の専用相談電話

(☎0570・003・110)

人権相談・行政相談。  
心配ごと相談合同相談  
所開設のお知らせ

12月4日(金)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

野焼きは法律で  
禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

